

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法昂の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (評議員会等の出席報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

2 交通費は、旅費規定に基づき支給する。

### (理事会等の出席報酬)

第4条 理事及び監事が理事会等に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

2 交通費は、旅費規定に基づき支給する。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が監事業務等にあたった場合は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。ただし、同日にあわせて評議員選任・解任委員会に出席したときは、これを支払わないものとする。

2 交通費は、旅費規定に基づき支給する。

### (第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員の勤務報酬等)

第6条 第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員が会議に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 交通費は、旅費規定に基づき支給する。

### (報酬の辞退)

第7条 役員等の申し出により報酬を辞退する場合は、前条に定める報酬を支給しないことができる。

### (改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

### 付則

この規程は、令和2年4月1日より適用する。

別表1（日額）

名 称	報酬額（日額）	交 通 費	備 考
理事会議出席報酬	10,000円	旅費規程に基づき 支給	職員との兼務が ない場合
評議員会議出席報酬	5,000円		
監事会議出席報酬	10,000円		
第三者委員及び 評議員選任・解任委員会 会議出席報酬	5,000円		-